

04. 環境配慮指針（木工業、家具製造業）

貴業種における事業場に対し、次に掲げる施設・設備・作業への公害苦情が寄せられる場合があります。施設・設備の維持管理には万全を期し、公害事象の防止に努めてください。

ばい煙	焼却炉、ボイラー	粉じん	木材加工機械、吹付塗装、木屑置場、集じん機
水質汚濁	湿式集じん施設	悪臭	吹付塗装、焼却炉、木屑置場
騒音振動	空気圧縮機、木材加工機械、集じん施設、荷物の積み下ろし		

トルエン、キシレン、酢酸エチレン、メチルイソブチルケトン及びイソブタノールは悪臭苦情の原因になりやすいため、吹付塗装においてこれら溶剤を使用する場合は、排気口の位置や高さ、溶剤の管理方法等に御配慮ください。

次に掲げる施設を設置する場合は、公害関係法令に基づく届け出が必要になる場合があります。御確認の上、必要な場合は遅滞なく届出書を提出してください。

区分	施設名	根拠法令
ばい煙	ボイラー	大気汚染防止法 ダイオキシン類対策特別措置法
	廃棄物焼却炉	
粉じん	木粉の用に供するベルトコンベア及びバケットコンベア	県条例
	木製品の製造の用に供する乾式研磨機	
	木材加工用の帯のこ盤、丸のこ盤及びかんな盤	
	吹付塗装施設	
騒音	空気圧縮機及び送風機	騒音規制法、県条例
	木材加工機械（帯のこ盤、丸のこ盤、かんな盤）	
	集じん施設	県条例
振動	圧縮機	振動規制法、県条例

上記施設以外でも、動力・燃料を使用するものは届出が必要となる場合がありますので御確認ください。

根拠法令の欄の「県条例」は、静岡県生活環境の保全等に関する条例を示します。

届出対象施設を設置した場合、規制基準・構造基準や測定義務等が課せられる場合があります。

上記施設のうち、届出要件規模未満の施設を設置する場合であっても、区分に掲げる項目の対策を講じてください。

総排出ガス量が 10,000 m³/時、総排水量が 2,000 m³/日以上の場合は県条例に基づく事前協議が必要になります。

その他、貴事業を営むに当たり、次の点に御配慮ください。

- ・静電塗装や水溶性塗料等、環境負荷の少ない工法や工程の導入を研究・検討ください。
- ・塗装かすは産業廃棄物（廃プラスチック）に該当するので、塗装かす及び塗装かすを含んだ汚水の廃棄等は業者引き取りによる処分等適正な処理をお願いします。
- ・原料として地場産材の使用・活用を心掛けてください。

問合せ先：環境局環境保全課（054-221-1358, 1359）